



福集協発第3号

平成31年4月5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

福岡県集団検診協議会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

2019年度各種検診料基準額について

さて、平成31年3月28日の第37回全理事会及び同日の各種集団検診機関連絡協議会にて、標記基準額について協議した結果、下記のとおり基準額を改訂いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本基準額は、検診の質の担保のために最低限必要な金額であることを申し添えます。

記

- 1) X線検査において直接撮影を推奨することとしたため、「労働安全衛生法による一般健康診断（雇入れ時）」及び「労働安全衛生法による健康診断（定期）」の間接撮影を前提とした金額7,000円から8,400円に修正するとともに「労働安全衛生法による健康診断（定期）胸部X線間接撮影省略の場合」から「間接」の文字を削除した。
- 2) 「胸部X線 間接撮影（100mm）」を削除するとともに「直接撮影」と「デジタル撮影」の項目を統合した。
- 3) 「寄生虫検査料」について、学校保健安全法施行規則から除外されて3年が経ったため削除した。
- 4) (1) 「胃がん検診」について、「集団検診（間接）」及び「医療機関（間接一括方式）」の項目を削除するとともに「集団検診（直接）」と「集団検診（デジタル）」の項目を統合した。
(2) 「肺がん検診」①「撮影及び読影実施」について、「集団検診（間接）」及び「医療機関（間接）」の項目を削除するとともに「集団検診（直接）」と「集団検診（デジタル）」の項目を統合した。

- 5) 「感染症法（結核予防）」について、間接撮影の項目を削除していることから2)「胸部X線」に統合し、※5に「感染症法（結核予防）に基づくX線撮影（学校職員・生徒等）も本項目に準じます。」と追記した。
- 6) 本年 10 月に消費税率の引上げが見込まれていることから、※2の表現を修正した。

以上

2019年度各種検診料基準額(見え消し)

各種集団検診機関連絡協議会・福岡県集団検診協議会

区 分		平成30年度 国庫負担(補助)金 交付基準単価	2019年度基準額
1	労働安全衛生法による一般健康診断(雇入れ時) ※注3	—	8,400円 7,000円
	労働安全衛生法による健康診断(定期) ※注3	—	8,400円 7,000円
	労働安全衛生法による健康診断(定期)胸部X線 間接 撮影省略の場合	—	6,700円
	労働安全衛生法によるストレスチェック(1人) ※注4	—	600円
	労働安全衛生法によるストレスチェック職場分析結果報告書(1職場) ※注4	—	2,400円
	海外派遣労働者の健康診断検診料	—	保険点数
	特殊健康診断検診料	—	保険点数
2	胸部X線 間接 撮影(100mm)	—	800円
	胸部X線 直接撮影 デジタル撮影 ※5	—	2,200円
	胸部X線 デジタル撮影	—	2,200円
3	学校関係		
	(1)心電図検査	全誘導	1,500円 (交通費・諸経費は別途請求)
		簡略誘導	1,300円 (交通費・諸経費は別途請求)
	(2)尿検査料	一次	280円
		二次(含む沈渣)	300円
	(3)寄生虫検査料 ※注5	—	200円
4	生活習慣病検診		
	(1)胃がん検診	集団検診 〈間接〉	一般財源化 4,300円
		集団検診 (直接 デジタル)	一般財源化 10,700円
		集団検診 (デジタル)	一般財源化 10,700円
		医療機関 〈間接一括方式〉	一般財源化 7,000円
		医療機関 (直接一括方式)	一般財源化 10,700円
		医療機関 (直接個別方式)	一般財源化 13,400円
		医療機関 (デジタル個別方式)	一般財源化 14,050円
		医療機関 胃内視鏡検診 ※6	一般財源化 11,400円
	(2)子宮頸がん検診	集団検診 (検診車)	一般財源化 3,500円
		医療機関 (一括方式)	一般財源化 6,500円
		医療機関 (個別方式)	一般財源化 8,000円
	(3)子宮頸がん+体がん検診	医療機関 (一括方式)	一般財源化 9,000円
		採取不能(一括方式)	一般財源化 7,800円
		医療機関 (個別方式)	一般財源化 11,600円
		採取不能(個別方式)	一般財源化 9,000円
	(4)肺がん検診		
		①撮影及び読影実施	
		集団検診 〈間接〉	一般財源化 800円
		集団検診 (直接 デジタル)	一般財源化 2,200円
		集団検診 (デジタル)	一般財源化 2,200円
		医療機関 〈間接〉	一般財源化 3,700円
		医療機関 (直接)	一般財源化 5,100円
		医療機関 (デジタル)	一般財源化 5,750円
		②喀痰検査のみ実施	
		集団検診	一般財源化 3,200円
		医療機関	一般財源化 7,900円
	(5)乳がん検診	マンモグラフィ撮影 (判断料含む)	
		集団検診 (2枚)	一般財源化 4,500円
		集団検診 (4枚)	一般財源化 6,500円
		医療機関	一般財源化 7,900円
	(6)大腸がん検診	集団検診	一般財源化 1,700円
		医療機関	一般財源化 5,100円
	(7)骨粗しょう症検診 ※注7	集団検診	一般財源化 2,500円
		医療機関	一般財源化 3,400円
	(8)その他の生活習慣病検診は保険点数に準ずる		

2019年度各種検診料基準額(見え消し)

各種集団検診機関連絡協議会・福岡県集団検診協議会

	区 分	平成30年度 国庫負担(補助)金 交付基準単価	2019年度基準額
5	(1)感染症法(結核予防)に基づく市町村が行うべき生徒間接X線撮影(ミラー) ——精密検査(X線直接撮影大四つ切り) ——精密検査(X線デジタル撮影) (2)学校教職員及び住民間接撮影(ミラー)	— — — —	—100mm—800円 2,200円 2,200円 100mm—800円
65	健康教育費		
	(1)個別健康教育		
	①高血圧	医療機関実施 市町村実施	17,280円 16,650円 17,440円 —
	②糖尿病	医療機関実施 市町村実施	23,320円 17,049円 24,800円 —
	③脂質異常症	医療機関実施 市町村実施	17,680円 17,184円 18,860円 —
	④喫煙者	医療機関実施 市町村実施	6,100円 6,708円 6,180円 —
76	健康診査		
	(1)特定健康診査費	集団検診 ※注8 医療機関 ※注8	4,200円 5,490円 6,500円 7,500円
	(2)骨粗しょう症検診費	40歳及び50歳の女性(DXA)	3,497円 4,000円
	(3)肝炎ウイルス検診		
	節目検診	医療機関委託方式 基本型(C型+B型実施) C型のみ B型のみ	3,205円 2,540円 2,298円 4,010円 3,550円 3,250円
		集団方式 (保健所実施も含む) 基本型(C型+B型実施) C型のみ B型のみ	1,612円 947円 705円 2,650円 2,200円 550円
	要指導者検診(節目外検診) ※注9	医療機関委託方式 基本型(C型+B型実施) C型のみ B型のみ	6,093円 5,428円 5,186円 6,100円 5,620円 5,320円
87	特定保健指導費		
	動機付け支援		6,120円 7,000円
	積極的支援		17,640円 22,000円

※1. 本基準額は、検診の質の担保のために最低限必要な金額(参考)です。

※2. 消費税として、8%を基準額に別途消費税を加算します。

※3. 労働安全衛生法による一般健康診断(雇入れ時)及び(定期)(35才・40才以上)にはHbA1cの料金を含みます。

※4. 労働安全衛生法によるストレスチェックについては、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の基準に準拠するものとする。医師による面接・相談に関する料金は含みません。

※5. 学校保健安全法施行規則の改正により、寄生虫検査は、平成28年度より必須項目から除外されていますが、県内数市町村で任意で継続する市町村があるため経過措置として掲載します。

※6. 感染症法(結核予防)に基づくX線撮影(学校職員・生徒等)も本項目に準じます。

※7. 胃内視鏡検診については、保険点数に準じます。また、基準額に加えて本処置にかかる薬剤料等は必要であれば別途加算して下さい。

※8. 骨粗しょう症検診は文書等による情報提供を含みます。

※9. 特定健康診査費の基準額は、基本項目検査のみの金額です。

※10. 当単価は健康診査と別に検診日を設けて節目外検診を実施する際の単価です。健康診査と同一日に実施の場合は、節目検診の単価を使用して下さい。

2019年度各種検診料基準額

各種集団検診機関連絡協議会・福岡県集団検診協議会

	区 分	平成30年度 国庫負担(補助)金 交付基準単価	2019年度基準額
1	労働安全衛生法による一般健康診断(雇入れ時) ※注3	—	8,400円
	労働安全衛生法による健康診断(定期) ※注3	—	8,400円
	労働安全衛生法による健康診断(定期)胸部X線撮影省略の場合	—	6,700円
	労働安全衛生法によるストレスチェック(1人) ※注4	—	600円
	労働安全衛生法によるストレスチェック職場分析結果報告書(1職場) ※注4	—	2,400円
	海外派遣労働者の健康診断検診料	—	保険点数
	特殊健康診断検診料	—	保険点数
2	胸部X線 直接撮影・デジタル撮影 ※5	—	2,200円
3	学校関係		
	(1)心電図検査	全誘導	1,500円 (交通費・諸経費は別途請求)
		簡略誘導	1,300円 (交通費・諸経費は別途請求)
	(2)尿検査料	一次	280円
		二次(含む沈渣)	300円
4	生活習慣病検診		
	(1)胃がん検診	集団検診 (直接・デジタル)	一般財源化 10,700円
		医療機関 (直接一括方式)	一般財源化 10,700円
		医療機関 (直接個別方式)	一般財源化 13,400円
		医療機関 (デジタル個別方式)	一般財源化 14,050円
		医療機関 胃内視鏡検診 ※6	一般財源化 11,400円
	(2)子宮頸がん検診	集団検診 (検診車)	一般財源化 3,500円
		医療機関 (一括方式)	一般財源化 6,500円
		医療機関 (個別方式)	一般財源化 8,000円
	(3)子宮頸がん+体がん検診	医療機関 (一括方式)	一般財源化 9,000円
		採取不能(一括方式)	一般財源化 7,800円
		医療機関 (個別方式)	一般財源化 11,600円
		採取不能(個別方式)	一般財源化 9,000円
	(4)肺がん検診		
		①撮影及び読影実施	集団検診 (直接・デジタル) 一般財源化 2,200円
			医療機関 (直接) 一般財源化 5,100円
			医療機関 (デジタル) 一般財源化 5,750円
		②喀痰検査のみ実施	集団検診 一般財源化 3,200円
			医療機関 一般財源化 7,900円
	(5)乳がん検診	マンモグラフィ撮影 (判断料含む)	集団検診 (2枚) 一般財源化 4,500円
			集団検診 (4枚) 一般財源化 6,500円
			医療機関 一般財源化 7,900円
	(6)大腸がん検診	集団検診	一般財源化 1,700円
		医療機関	一般財源化 5,100円
	(7)骨粗しょう症検診 ※注7	集団検診	一般財源化 2,500円
		医療機関	一般財源化 3,400円
	(8)その他の生活習慣病検診は保険点数に準ずる		

2019年度各種検診料基準額

各種集団検診機関連絡協議会・福岡県集団検診協議会

	区 分		平成30年度 国庫負担(補助)金 交付基準単価	2019年度基準額	
5	健康教育費				
	(1)個別健康教育	①高血圧	医療機関実施	17,280円	17,440円
			市町村実施	16,650円	—
		②糖尿病	医療機関実施	23,320円	24,800円
			市町村実施	17,049円	—
		③脂質異常症	医療機関実施	17,680円	18,860円
			市町村実施	17,184円	—
		④喫煙者	医療機関実施	6,100円	6,180円
			市町村実施	6,708円	—
6	健康診査				
	(1)特定健康診査費	集団検診 ※注8		4,200円	6,500円
		医療機関 ※注8		5,490円	7,500円
	(2)骨粗しょう症検診費	40歳及び50歳の女性(DXA)		3,497円	4,000円
	(3)肝炎ウイルス検診				
	節目検診	医療機関委託方式	基本型(C型+B型実施)	3,205円	4,010円
			C型のみ	2,540円	3,550円
			B型のみ	2,298円	3,250円
		集団方式 (保健所実施も含む)	基本型(C型+B型実施)	1,612円	2,650円
			C型のみ	947円	2,200円
			B型のみ	705円	550円
	要指導者検診(節目外 検診) ※注9	医療機関委託方式	基本型(C型+B型実施)	6,093円	6,100円
			C型のみ	5,428円	5,620円
			B型のみ	5,186円	5,320円
	7	特定保健指導費			
		動機付け支援		6,120円	7,000円
積極的支援		17,640円	22,000円		

※1. 本基準額は、**検診の質の担保のために最低限必要な金額(参考)**です。

※2. 基準額に別途消費税を加算します。

※3. 労働安全衛生法による一般健康診断(雇入れ時)及び(定期)(35才・40才以上)にはHbA1cの料金を含みます。

※4. 労働安全衛生法によるストレスチェックについては、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の基準に準拠するものとする。医師による面接・相談に関する料金は含みません。

※5. 感染症法(結核予防)に基づくX線撮影(学校職員・生徒等)も本項目に準じます。

※6. 胃内視鏡検診については、保険点数に準じます。また、基準額に加えて本処置にかかる薬剤料等は必要であれば別途加算して下さい。

※7. 骨粗しょう症検診は文書等による情報提供を含みます。

※8. 特定健康診査費の基準額は、基本項目検査のみの金額です。

※9. 当単価は健康診査と別に検診日を設けて節目外検診を実施する際の単価です。健康診査と同一日に実施の場合は、節目検診の単価を使用して下さい。